

令和4年第3回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年6月14日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和4年6月16日	午前10時00分
	閉 会	令和4年6月16日	午後0時02分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

1 番	仲 程 清	2 番	長 濱 功
-----	-------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	大 城 尚 子
子育て支援課長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
建 設 課 長	宮 城 忠	農 林 水 産 課 長	松 本 一 也
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

議 事 日 程

6月16日（木）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第22号	専決処分の承認を求めることについて（本部町税条例の一部を改正する条例の制定） （審議・採決）
2	議案第23号	専決処分の承認を求めることについて（本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） （審議・採決）
3	議案第24号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について （審議・採決）
4	議案第25号	本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について （審議・採決）
5	議案第26号	令和4年度本部町一般会計補正予算について （審議・採決）
6	議案第27号	令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算について （審議・採決）
7		水納島リゾート計画の早期推進に係る非農地証明及び農振解除の陳情書の件について

○ 議長 松川秀清 本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

先日、議案説明を終了してありますので、議案の審議・採決を行います。

日程第1．議案第22号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第22号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第23号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第24号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。

質疑を行います。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 1点だけ伺います。周知について、どのように周知を行っているかという

のをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 3番、山川議員にご説明いたします。

傷病手当の周知につきましては、7月に国民健康保険税の納税通知書を送りますが、その中にチラシを同封したりとか、ホームページ等、または広報誌等を使って周知等をやっていきます。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 万が一、見逃したりした場合、このときの対応というのはどうされますか。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 国民健康保険税につきましては、納付の管理等を行っておりまして、納付が遅れている方につきましては、こちらから電話をしたりとか、そういうことで状況確認しております。その中で、例えばこういうコロナの療養等で一時的に所得が減って、国民健康保険税の納付が困難な場合とか、そういう場合は相談に乗って、そういう制度を周知したりとかやっていきます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第24号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第24号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第25号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第25号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第25号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第26号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。

質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 幾つか質問いたします。

まず、ふるさと納税事業に関してでございます。過去の会議録を見ると、以前は新聞広告に掲載を出稿をされていたと。去年はヤフー広告に出稿をされていたかと思えます。今回は、アフルエント東京版、紙面のほうに広告掲載ということだと思えます。まず質問としてはヤフー広告、去年のウェブ広告での効果の検証と分析結果の説明をしていただきたいのが1つ。

2点目、ふるさと納税なんですが、様々な紙面、全国である中でこのアフルエント東京版に決めた理由と、その経緯をお伺いいたします。

3点目、ふるさと納税はほぼネット経由なのかなと思うんですが、なぜ今回紙面を選択したのかということもお伺いしたいと思います。この3点、ふるさと納税に関しては。

それから観光誘客周遊バス実証事業に関してです。これからの事業だと思えますので、バスの車内に例えばふるさと納税の広告であったり、観光マップであったりというのを置くことは可能なのか。というのをお聞きしたいのと、ルートを選定はどのように行うのか。この2点お伺いしたいと思います。

ほかにひとり親家庭等と放課後児童クラブ利用支援事業と、合わせて保育士等処遇改善補助金に関して、これ今年度だけではなくて、次年度も継続して行う予定なのか。というのをお伺いしたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 3番、山川議員にご説明いたします。

1番からバスの件の2点のうちの1つ、なので4件を私のほうで説明をいたします。

1点目のヤフー広告ウェブ版、昨年実施したものの効果、検証と分析ということで、ご質疑ございました。まず昨年、新たな取組としまして、ヤフー広告という説明を去年の議会のほうでさせていただきました。ふるさと納税は、広告が非常に大事だというふうに認識しております。いかに本部町の品ぞろえを豊富、そして優良な返礼品をどうアピールするかということでございまして、年間約本町の寄附額によりますと、約500万円前後が広告費に充てられるものでございまして、このヤフー広告には460万円を充てております。その検証でございますが、寄附額が一番多く集まる11月27日から12月29日まで、ヤフーのほうに広告を打っております。その中で、ヤフーの一番トップページの右に広告が毎回出ますけれども、この広告の中に本部町の返礼品として一番前に出ます。その表示された回数が約777万回、表示されてそこからクリックして、返礼

品の特設サイトにいった回数が約1万9,200回、0.2%程度でございました。そこから先は、本町のホームページと、あと契約しているふるさと納税の専用サイトでいくので、ヤフーのほうでは、そこから寄附につながったかどうかというのまでは追えないということでございますので、そこからこの1万9,000人の方が、ふるさと納税に納税したかどうかまでは追えないんですけれども、ただ去年は約2億1,000万円の納税がございました。その前の年は1億7,000万円、4,000万円程度伸びていますので、ある程度の効果はあったのかなと考えております。しかし777万回の表示に対して0.2%の人しか入っていなかったということは、ちょっと期待外れの面も正直ございました。なので今回は、補正で上げています方法で、新たな広告を打ちたいということで上げております。それが1点目です。

関連しまして2点目の、今回冊子に決めた経緯でございますが、こちらは東京都に絞っております。東京都のフリーペーパー、無料の冊子がございますが、こちらが東京の高層マンションに毎月10万部配布する広報誌、フリーペーパーでございますが、10月、11月、12月号に本町のふるさと納税の広告を1ページに丸々打ちたいと考えております。どうしてこの冊子に決めたかの経緯でございますが、旅行商品が例えばですけど、恩納村に比べまして本町は旅行商品が弱い面がございます。ホテルの宿泊、そして体験型など、今回は旅行商品に非常に力を入れたいと思っております。加えて電子感謝券の活用も力を入れております。なので、旅行商品は比較的納税額が高い方々が購入する傾向にございますので、ピンポイントで的を絞ります。今回、その10万部を東京都のほうに絞って、旅行商品に力を入れたいということで、今回冊子のほうをやっております。

3番目のネットではなく、なぜ紙面かということでもありますけれども、まずフリーペーパーです。なので確実にターゲットの自宅に届くということでございます。ネットに関しましては、あと約250万円程度、まだ広告に充てる予算がありますので、今委託業者とどのネット広告がいいのかということで選定に入っております。ネット広告も次の補正等にまた上げたいと思っております。

最後に4番目の周遊バス、車内にふるさと納税の広告等を打てないかということでございますが、既にこちらは作業を進めているところでございます。車内に貼り付けるもの、そして名刺サイズでとれるもの等々、今案を絞っている状況でございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にご説明いたします。

観光誘客周遊バスの実証事業のバスのルート選定ということでしたが、3案を今、検討しております。かりゆし市場、ホテルオリオンモトブということで、ロイヤルビューホテル美ら海、海洋博公園、ハナサキマルシェ、渡久地港、本部町営市場、かりゆし市場、ハナサキマルシェ、海洋博公園、ロイヤルビューホテル、あとモトブリゾートオリオンへ帰ってくるというルートです。

第2案が、かりゆし市場とハーソー公園という形で、ホテルオリオンモトブ、ロイヤルビュー

ホテル美ら海、海洋博公園、ハナサキマルシェ、渡久地港、本部町営市場、かりゆし市場、ハナサキマルシェ、海洋博公園、ロイヤルビューホテル美ら海、ホテルオリオンモトブリゾート、ハーソー公園、ホテルオリオンモトブの第2案。

第3案といたしまして、ヒルトン瀬底、オリオンモトブリゾート、ロイヤルビューホテル美ら海、海洋博公園、ハナサキマルシェ、渡久地港、本部町営市場、かりゆし市場、ヒルトン瀬底、かりゆし市場、ハナサキマルシェ、海洋博公園、ロイヤルビュー美ら海、ホテルオリオンモトブへ戻ってくる3案を今、案として持っております。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 3番、山川議員にご説明いたします。

保育士等処遇改善事業とひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業が、今後も継続するかについてなんですけれども、結論から申し上げますと、これは継続した内容での補助となります。内容としては、保育士等処遇改善については、9月までは国からの100%補助となっているんですけれども、10月以降については、町が保育所に払う運営補助金に対して、その分をおんぶした形で支払う形となっております。内容としては国、県、市町村3分の1ずつの負担となっております。ひとり親家庭の学童の利用料金の半額免除なんですけれども、それについては、県の子どもの貧困対策事業があるんですけれども、そのパッケージ事業の中での一部分がこの事業に充てられていますので、この事業については10年間基金が積み増しされていますので、10年間継続されたいとお聞きをしております。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 先ほどの答弁に二次質問をしたいと思います。

ふるさと納税事業に関してでございます。このアフルエント東京版に決めた経緯なんですけど、旅行商品が弱い電子感謝券を強く押し出しているというところだと思いますけれども、その納税額を増やすためには、既に納税をしていただいた納税者のなんか特性とか、年齢だったり、性別だったり、こういった返礼品を選択しているかだったり、そういったところのデータの分析というのは必要かなと思っております。そういったところも今回加味されているのか。というのがまず気になることです。電子感謝券をもちろん押ししていきたいではあります。今、本町としては電子感謝券をしっかり軌道に乗せようという取組の中ではあると思っておりますが、それと納税額が増えることというのは、また別の問題かなと思っておりますので、純粋に納税額を増やすためには、今既にある納税していただいた皆さんのデータをしっかり分析して、こういった返礼品があれば納税額が増えるのか。どこにどう広告を打てば納税額が増えるのかというところが一番、納税額が増えるポイントになるのかと思っております。そういったところのデータの分析はされているのかどうかというのを、まずお聞きしたいというところと。

あと観光誘客周遊バス実証事業に関してでございます。細かなルートというのは、ぜひ地域とも連携しながら決めていただきたいわけなんですけど、先ほどこのバスの車内にふるさと納税の広告を打てないかという話をして、ここにまさに電子感謝券というのは、ぴったりはまるのかと

思っているところです。それに合わせて、コミュニティバスであれば、バス停にもそういったふるさと納税の広告とか、宿泊施設を経由するのであれば宿泊施設に協力を依頼して、そういったところにふるさと納税、電子感謝券の広告を何か置かせてもらおうとか。そういった協力願いののはできるのかというふうに思っているんですが、なのでこのバスの実証事業をしながら、ぜひこの電子感謝券をもっと前面に出していくべきかなと思っていますので、そういったところもできるかどうかという確認の説明をお願いしたいと思います。まずこの2点をお願いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 3番、山川議員にご説明いたします。

ふるさと納税のデータを分析しているかということでございますが、分析しております。ただ年代ごととか、例えば寄附がよく都道府県別とかというようなやり方ではなくて、よりよい返礼品を開発するために、返礼品の分析は行っているところでございます。その分析の結果、ちょっと宿泊あるいは体験型が弱いので、今回このような広告を打つということで提案させてもらっているところです。

例えば、人気のありますマンゴーもすぐ売り切れます。そのマンゴーでただ「わけありマンゴー」というのがありまして、それを商品化しましょうという提案も業者のほうから受けまして、それを出したところ、それもあっという間に売り切れると。マグロに関して、それぞれの部位、例えば赤身、中トロ、大トロとありますけれども、それだけ出していたものを例えば、それぞれ混ぜてやればということでやりましたら、それも大分トップのほうにくるという状況でございまして、分析は毎年やっているところであります。今年、今回も提案しているところですがけれども、その分析に加えまして、やはりリピートする方も獲得したいということで今回は昨年、納税してもらった方々にメールで再度お礼のメールと、今年もよろしく申し上げますというこのメール、ダイレクトメールを今回、そういう費用も提案しているところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員に説明します。

電子感謝券について、町としましても、去年の12月からスタートしてはいるんですが、まだまだ告知、国民に対する周知ですとか、「本部町で電子感謝券はじまりました」とか、「やっていますよ」その内容はどういうものですかというこの告知が、これからだと。まだまだ今からいろんな方法をやっていこうと考えているんですが、一つは先ほどのふるさと納税、特産品の返礼品とは、この電子感謝券との違いというのは、電子感謝券は本部町に来ていただかないと使えないというものですので、まず本部町に旅行だろうが、ビジネスだろうが、まず本部町に「行こう」とか「行きたい」というそういう人たちをターゲットにその情報を出す必要があるなと思っています。今考えているのが、航空券の予約サイトとか、そういうところでインターネットとか、スマホでも航空券を予約できるんですが、そこで沖縄行きの航空券を買ったお客さん、予約をしたお客さんに対してダイレクトメールで「美ら海水族館のある町、本部町では電子感謝券が使えますよ」というような情報をまず提供しよう。そこから入っていただいて、「電子感謝券とは何ぞ

や」「各店舗で使えますよ」と、使ってあとにちゃんと確定申告をすると、ほとんど税控除が受けられてお得ですよというような、そういうお客さんが興味をひくような広告の出し方をしていきたいと思っています。また、来ていただいた方にはいろんな場面で、例えば店舗とか、先のバスとかでも名刺大の大きさで「自由にお持ちかえりください」という形で、情報提供、そして裏にはQRコードを書いて、そこからまた情報提供、入ってもらえるとか、そういうことも考えています。あと、商工会、観光協会とどうしても連携をとって、会員となる店舗、登録店舗をやはり増やしていく必要があるし、登録店舗のスタッフがまずお客さんに対して、それをうまく説明できるとか、誘導できるとか。ご案内できるような、そういうスタッフの教育も必要だろうと思っていますので、観光協会、商工会と連携して、そういうスタッフの講習会だとか、そういうのも必要だよということは今、話し合いをしておりますので、それを今年いっぱい、またはそういうかけてやっていきたいと思っています。

あと、どんな方法がまず効果が出るのかということをもっともっというんな方から、いろんな知恵をいただいて、もちろん議員各位からもいろんなアドバイスをいただきながら、何が効果が出るのか、何を優先したほうがいいのかとか。できるものは何でもやっていこうというふうに考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前10時30分）

再開します。 再開（午前10時30分）

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にご説明いたします。

バス停といいますと、バス会社との調整も出てくると思うんです。バス停に止めるときに、その辺ももしできるのかということで、今後検討が必要だと思います。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前10時30分）

再開します。 再開（午前10時31分）

副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明します。

電子感謝券の告知という意味では、いろんな媒体を活用して、まず来ているお客さんに目に触れていただきたい。この情報をどういう形で情報をとってもらおうかということなんですけれども、今おっしゃるようにホテルの壁に、例えば「電子感謝券はじめました」とか、キャラクターの絵をポーンと出すとか、いろんな視覚的に訴える方法もあるかと思っていますので、この辺の先のバス停であるとか、あるいは宿泊施設であるとか、加盟店舗であるとか、そういうところいろんなところで目に触れていただく。そういう機会、チャンスを増やそうと思っていますので、これからいろんなところとそういう調整をやっていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前10時32分）

再開します。 再開（午前10時32分）

3番 山川 竜議員。

○ **3番 山川 竜** 最後、ふるさと納税事業についてでございます。今、電子感謝券、旅行商品に力を入れるということの説明だったかと思っておりますので、ぜひ私のほうから提案といいますか、データが集まるのがふるさと納税だと思っておりますので、しっかりと納税額を増やすために、納税者の特性を調べながら、どこにどういった施策を打てば納税額が増えるのかという分析をして、それを施策に生かしていただきたいというふうに思います。これが1点と。

もう1点は、今広告を打っているかと思っております。以前は新聞広告、去年はヤフー広告、ウェブ広告で、今年度は紙面とこのアフルエント東京版と今後、ウェブ広告も打っていくということなのですが、広告を打つたびにまたそれもデータとして、どういった広告、効果があるのかというのが分かってくる。研ぎ澄まされてくるのかというふうに思いますので、そういった視点も今後取り入れていかなければ、また来年度になったときに、今度はアフルエント東京じゃなくて、別のじゃあ広告を打とうというふうに恐らくなるのかなど。そうなったときに、何か感覚的に紙面を刷るだったり、ウェブ広告を考えているだったりという形ではなくて、しっかりとこのデータ分析をした上で、施策を打っていただきたいと思っております。今回は電子感謝券、旅行商品という形で強く押し出したいという思いの中での広告出稿だというふうに理解しましたので、ウェブ広告のほうも、しっかりとふるさと納税額が上るように頑張りたいと思っておりますので、期待をしております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 2番 長濱 功議員。

○ **2番 長濱 功** 質疑に入ります。私のほうから2点、まず23ページの17節、備品購入費なんですけれども、タブレット購入費で34万1,000円計上されていますけれども、これ何台購入して、どういった目的で使用するのかと。もう一つは、企業でもそうなんですけれども、いつも思うのは自分の懐から出るときは、どれだけ節約できるか。そういったのを基本的に含めて考えていってほしいと思います。

それともう1点は、今肥料が非常に高騰しています。その辺で農家を助けるための予算とかは組めないでしょうか。この2点です。

○ **議長 松川秀清** 農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** 2番、長濱議員のほうに説明いたします。

23ページのタブレット購入費の件なんですけれども、今回購入にあたりましては、まず目的として、農地の利用適正化の調査が毎年行われております。行う方々におきましては農業委員会、農業委員です。そして農地適正化推進委員の方々なんですけれども、その方々が農地を調査するにあたりまして、これまでは現地へ行って紙媒体で調査表をつくって、また持ち帰って報告するという形になっておりました。それをタブレットを使いまして現地に行って、まずこのタブレットにつきましては、GPS機能もついておりますので、現地に行ってちゃんとした何番地であるとか。その土地の状況などの正確さも出てきます。またその現地に行って写真なども撮れますし、そのタブレットを使って現状の記録、そういったもの等が可能になります。そういった目的で、今回購入をしております。購入の数なんですけれども、農業委員が6名、推進委員が5名で、合

わせて11台を購入いたします。

それと堆肥の件なんですけれども、今回、農家に対する堆肥への予算については補正を組んでおりませんが、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 2番 長濱 功議員。

○ 2番 長濱 功 台数についてなんですけれども、一遍にみんなそろえるんじゃなくして、段階的にやってもいいんじゃないでしょうかと思うんですけれども、以上です。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 説明いたします。

今回11台購入にあたりましては、国の事業100%事業でございます。貸し回しみたいな形で何台か買って対応という形よりは、保管するにあたってここで保管してもらったほうが、常に調査というのは何月何日で、いつということは決まっておりますので、本人の作業状況、農家の作業状況なども見て、空いた時間に調査するという形になりますので、そうなりますと何台か分けて、使い回しみたいな形で使うとなると、またそこで不自由が出るということもありますので、今回は全員に11台購入する予定でございます。

○ 議長 松川秀清 2番 長濱 功議員。

○ 2番 長濱 功 もう1点、タブレット購入はいいと思うんですけれども、誰々が使用して見える化をしていってほしいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 長濱議員に説明いたします。

今回のタブレットにつきましても、モバイルデバイスの管理をされておまして、使用量とか使用内容とか、そういったものも管理できるようになっておりますので、その活用をしたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 農林水産費について、伺いたいと思います。

23ページの農林水産物条件不利性解消補助金についてなんですけれども、その内容を細かく説明してもらいたいと思っております。その中で本町が定めている農産物、一次産業、一次製品も含めて、どういう品目が指定されているのか。その品目も教えていただきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 12番、座間味議員のほうへ説明いたします。

農林水産物条件不利性解消補助金なんですけれども、これまでも沖縄県のほうで昨年度までは実施しておりました。それを個々市町村の事情に合わせてできるような形でということで、今回市町村のほうにも分配がきているところであります。

仕組みとしましては、まず運送事業者の皆さん方を選定しまして、そこを經由して、農業などの出荷団体が利用する送料を負担していくと。これは負担額も上限50円までではあるんですが、品によって変わってくるということになります。キロ当たり50円ということになります、その

出荷物につきましては、青果物、花卉、畜産物、鮮魚類など多品目にわたって対象となります。以上です。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 品目は多品目ということでありますけれども、本町が一番目玉としているシークワサーが非常に私は気になるんですけれども、今現在、冷凍冷蔵庫にどれぐらいのストックがあるのか。分かったら教えていただきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 説明いたします。

もちろんシークワサーも対象商品になります。また第一加工をしまして、原料としてなる商品についてはその対象になります。シークワサーの保管量なんですけれども、5月末時点なんですけど、1,040トンが保管されております。以上です。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 シークワサー1,040トン、かなりの量が保管されているということで、昨今の世界情勢を見ると、いろんな資材が高騰しているということで、非常に心配をしておりますけれども、それに加えてコロナでなかなか消費につながらないというのが現状だと思っております。その中で、冷凍庫の保存に対しても相当な経費がかかるんだろうと思っております。この不利性解消事業は冷凍庫の保存、例えば電気料あたり、その保管料にもこれは該当するのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 説明いたします。

不利性解消補助事業につきましては、農産物の出荷にあたるものが補助の対象となりますので、冷凍冷蔵庫で農産物を保管したとしても、その電気料とか保管料とかのものについては、その事業では対象となりません。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 保管の仕方に対しては、別の事業があればというふうに思っておりますけれども、先ほど長濱議員からもありましたけれども、農家はもう肥料資材あたりがかなり高騰するということで、非常に危惧しているところであります。全国的には55%、それ以上の高騰をするんだろうというふうに今、言われていますけれども、その中で国も県もかなりその支援事業を今、検討している段階だと思いますけれども、JAとしては、10月ぐらいまでは何とか支援をして据え置くということを今、出していますので、その辺は町もできるところは支援していくところもぜひ検討していただいて、農業、そして水産業も含めて、船にしてもいろんなものが高騰していく、燃料費が高騰していくということで、非常に一次産業が衰退するのかなという心配がありますので、その辺をぜひ大枠の中で、いろんな支援ができたかなと思っておりますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ **町長 平良武康** 座間味議員、おっしゃるように今回1,000トンもの在庫を抱えている。そしてその保管料をどうするのか。その対応ができないと、加工業者としては新たな加工ができないといったようなことの事態の発生が懸念されます。新たにコロナ関連の事業でもって、保管料については新たにどう対応していくのかというようなことについて、今目下、頭を悩ませながら検討しているというような状況でございます。

そしてあと肥料のコスト高につきましては、ご承知のとおり各種農業団体から県や国にその手当などについての要請が今出ている最中でございますので、そういったものも見計らいながら、町としてはどう対応するのかというようなことの検討に入っていこうと、このように思っております。なお、生産農家の段階でも肥料のコスト高については、化学肥料だけじゃなくして、より有機肥料を使い込んでいくのかというようなことの肥料代のコスト削減についても、農家団体での対応をお願いできればと思っております。例えばウエルネスの工場から出るシークワサーの残渣が50%ぐらい出るわけですから、それを有機肥料に転換して行ってそして肥料のコストを抑えるとか、いろんな方策があろうかと思っておりますので、そういったものまで農家段階では何ができるのかといったようなことまで踏み込んで、その検討に入っていくべく段階に入ったのかなと、このように思っております。

○ **議長 松川秀清** 14番 具志堅 勉議員。

○ **14番 具志堅 勉** 2点あります。今の農林水産物条件不利性解消補助金というのですね、1キロ当たり上限50円とお聞きしました。その中で計算すると200トン分しかないんです。まだシークワサーが冷凍庫に1,040トンと聞きましたが、この200トンに達し次第、打ち切るのかどうか。それ以上にまた補正も組めることができるのかどうか。この1点です。

もう1点、事項別明細書の9ページ、離島航路運営費補助金、赤字額1億600万円とお聞きしました。その中の半分は国5,300万円ですね。その半分のうちの中の3分の2が県、3分の1が本部町の負担と聞きました。それからすると、私の計算では1,766万円が半分の3分1かなということなんですが、2,000万円となると赤字額が1億2,000万円に達するんです、その計算からいくと。この内訳の説明を求めます。以上です。

○ **議長 松川秀清** 農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** 14番、具志堅議員のほうに説明いたします。

今回の不利性解消の補助金につきましては1,000万円を本部町はいただいております。その1,000万円の補助が上限を超えた場合には、どういうふうにするのかということですが、沖縄県自体も各市町村にこの大体1,000万円ほどの、大きい市町村には4,000~5,000万円もありますが、分配をしております。我々のほうも多種の品目について該当するような形で品目選定はするんですが、その利用するにあたりまして要件がありまして、例えば農業法人などが利用できるということと。あと個人での出荷についてはこの規定の中では、補助としては対応しきれないんです。ですので、例えば出荷団体という形で3名以上の農家の皆さん方が団体を組んで利用するという形の方法がとれるのかなと今、考えておりまして、それを考えていきますと、その

1,000万円については、今のところ十分に必要な予算になるのかなと思っているところでありませう。もしその上限を超えることがありましたら、また改めて県のほうに予算の追加交付ができないのかどうかも含めまして、検討していきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 14番、具志堅議員にご説明いたします。

離島航路の補助額の件なんですけれども、これ欠損補助ということで国が示しているものがありまして、費用見込み、あと欠損見込みという形で最初、出しております。このうちの2分の1ということで国の補助がありまして、国が査定1億650万1,051円ということで査定しております。その中で、欠損見込みという形で出てきたのが国の補助で5,109万4,707円ということで、これは48%という形で国の補助が出てきております。そのあと2%分が県、町村負担ということで、それに加算されている状況であります。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 今の説明、はっきりいってちょっと分かりにくいです。私だけなのか。みんなは気づいているのか分からないですけど、例えば約1億600万円の赤字の予定とした場合に、その中の48%を国が持つということで理解してよろしいですか。その残りの2%を県と町、52%のうち3分の2が県で、3分の1が本部町ということで理解しました。前に説明会開いたときに50%というふうに聞いたものですから、計算が合わないものですから了解しました。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 14番、具志堅議員にご説明します。

50%というのは、基本50%で、あとは国が査定して、みれない経費とかが出てくるものですから、それが48%ということで今回は。

○ 議長 松川秀清 7番 伊良波 勤議員。

○ 7番 伊良波 勤 1点、お伺いいたします。

周遊バスの件、先ほどありましたけれども、ご存じのとおりまず去るゴールデンウィークにも、県内に多くの観光客が来ていたと思います。その中で新聞にもありましたとおり、レンタカーがかなり100万台近く、ピーク時より減っているということで交通手段で大分、観光客が困ったと思います。その中でこの事業は、大いに評価できるものかなと思っています。本町は観光地としての役割をしっかりと果たせるのではないかと思います。そこで1点、お聞きしたいんですが、まず1日にどのぐらいの人数に対応できるのか。バスはどういった形で、町内を走るのか。1点お聞きしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 7番、伊良波議員にご説明いたします。

人数なんですけれども、今予定しているのが大型バス、何十名乗りか。50名近く。たしか人数、大型バスが49名、50名割っていたかと思います。とりあえず今、大型バスを予定しております。周遊というか、回るルートは先ほど言った3案です。今のところ3案で、かりゆし市場、オリオ

ンモトブ案と、あと第2案としてかりゆし市場、ハーソー公園、3案としてヒルトン瀬底とオリオンモトブの3案を今、予定しております。

○ 議長 松川秀清 7番 伊良波 勤議員。

○ 7番 伊良波 勤 これから夏休みも迎えます。また観光客もたくさん来ていただけるものと期待しますので、やはり来ていただいた観光客にしっかり本町を楽しんでいただくために、あるいはまた今後、クルーズ船もまた来ていただくことになると思います。将来に向けてもここからこの事業で、しっかりノウハウをつくっていただいて、より本部町を観光地としていいものにしていただければと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 何点かお伺いします。

先ほど、長濱議員の質疑でタブレットの件がございましたが、ちょっと気になったのでお伺いしますが、タブレットを11台購入して、今後の農業委員会の皆さんに使用してもらおう。これとてもいいことだと思います。昨日もそういったGIGAスクールの関連でICT利用というのは、私は推進するべきだと言いましたので、これは賛成なんです。気になったのがその11台を個々に預けて管理すると。私は昨日は、学校と子供なんですけれども、この農業委員会の皆さんがこのタブレットでどの程度のものが見れて、これが役場のシステムとつながっているのか。いわゆるセキュリティー面です。それを個々に預けるとなったときのセキュリティーの面などはどうなっているのかというのが気になったので、それをお伺いします。

関連してこれ11ページの戸籍住民基本台帳の中でもタブレット購入費とありますが、それも何のために使うのか。それをお伺いします。

次は同じく23ページの負担金補助及び交付金なんです。今回予算の組替えがあります。新規就農一貫支援事業補助金がなくなり、新たな経営発展支援事業補助金があるようなんですが、少し驚きました。何か月前かの当初予算の委員会で審議したものが全額削除され、新たな事業になっているというのは、これは理由の中で県の一括交付金事業がなくなって、国の支援事業に移行したということなんです。そこら辺もう少し丁寧に説明してもらわないと、我々がやったあの委員会での質疑は何だったのかということになります。もう一度、この辺の詳細をどんな事業なのかというのをもう少し詳しく説明していただきたい。2名の方が受けられる予定だったと思うんですが、額的にぱっと見て半額以上減額されていますが、それでその内容が変わっていないかどうか。その受益者負担が増えたのかどうかなども説明していただきたい。

あと、そもそもこの県の一括交付金事業がなくなると分かったのは、いつの時点だったのか。もし、我々が3月の予算委員会で審議しているときに、そういうことがもし想定されているのであれば、これは上げないで補正予算でもよかったんじゃないですかというような考えも浮かぶものですから、そこら辺のタイムスケジュール的なものはどうだったのか等をお伺いします。

続きまして27ページ、渡久地港水産整備事業設計業務委託料、これも係留施設漁具倉庫、屋根施設などの整備とありましたが、この説明の言葉だけではなかなかどこに何を建ててというものが、

イメージしづらいわけですが。そこら辺も含めてこの資料がもしそういったレイアウト図などがあれば、資料を出していただければ我々も審議しやすいのではないかと思いますので、それがもしあれば今、出していただきたいというのと。

あと今度は29ページ、先ほど来からあります観光誘客周遊バス実証事業委託料、もう一回改めて聞くのが期間。どの程度の期間をやるのかというのと。ルート3案と先ほどからおっしゃっておりますが、これルート3案を絞るんですか。それともこのルート3案を走らすんですかというのを伺います。これコミュニティバスの実証事業も兼ねているんですか、というのを伺いたい。先ほど山川議員からの質疑だったんですが、その答弁はなかったんですが、これコミュニティバスの実証事業も兼ねているんですか。もしそうであれば、ちょっと話も変わってくると思いますので、そこら辺伺いたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 崎原 誠 13番、喜納議員に説明いたします。

11ページの戸籍住民基本台帳費。タブレット購入につきましては、マイナンバーカードの申請の際に現在の窓口で、パソコンのほうで対応しているところがございますが、これは国から支給されているパソコンで6月末をもちまして、その支給が終わります。これに代わって今回、タブレット2台購入する予定となっております。使い方としては、窓口のこれまでの申請と同じように使うことと。あとは出張で今後、今若干やっているんですが、今後も出張でこの小団体とか、そういう単位で申請に基づいて役場のほうが出向いて、受付とかをやることも今進めている状況でございますので、その際にまた1台役場で、1台は外のほうに持って行って使うという形もございます。現在また月2回の時間外交付窓口と、あと月1回の休日交付も今年度から始めておりますので、その利用頻度が高まっております。ということで今回、2台購入する予定です。ちなみに1台につき6万円を上限として、国のほうからの補助もございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

3点ございました。まずタブレットの件なんですけれども、11台購入しております、先ほど説明したとおり、個々のほうで活用して管理していただくことになっております。というのも、調査員につきましては、いついつ何どきという決まりがないものですから、自分たちの時間が空くときに現地に出向いて、例えば畑に作業に行きながらその近くにこれまでの農地があるので、その行き道に、調査がてらやっという形の場合もありますので、常々使えるような形にしたいと思っております。それで個々の管理にさせたいと思っております。

それでセキュリティーについてはどうなっているのかということですが、予算書の23ページのほうに、13節の使用料及び賃借料というのがあるんですが、MDM利用料というのが掲示してあります。これにつきましては、モバイルリバイスマネージメント、その玉突きをコントロールするためのものであります。例えば、タブレットを紛失したとか、破損したとか、そういった場合に、遠隔操作が可能であります。もちろん紛失した場合は、そのタブレットを探すこ

とも可能です。またその情報をストップかけることも可能です。そういった形で、セキュリティ面の保守は可能なのかなと考えております。

それと同じページの新規就農一貫支援事業補助金が削除されています。それに変わらして、下のほうの経営発展支援事業補助金ができたとのことですが、新規就農一貫支援事業につきましても、県の一括交付金事業が活用されまして、これまで事業を活用しております。それが今年度にあたりましては、国のほうの事業が同じような類似したメニューができたということで、県の一括交付金自体が補助金、メニュー化できないということがありました。この通知が来たのが県のほうにおいても1月28日に予算内示があったようですが、そのときにこの事業がかぶるので、一括交付金の事業がなくなりますよと。その代わりに国の事業のメニューの紹介がありました。それがあまして今回、組替えをしているところでもあります。事業額がかなり減っているのも、当初予算で組んであったときも2名、また対象者も同じでございます。その中で国のメニューに該当しないものもありますし、また事業費の幅が今回決められておまして、上限として1人1,000万円となっています。ただし、農業の給付金なども給付されている方については500万円までという形になりまして、お二人とも給付金も受けておりますので、ですので500万円までしか今回の事業としては、事業の対象にならないという形になっております。それも利用される方々の意向も確認しながら、じゃあ今必要なもの、優先するべきものの例えばトラクターを購入する。管理機を購入するとか。おのおので決めていただいてその事業のマックス500万円内に収める形で事業化したところでもあります。本人の負担額なんですけれども、一括交付金におきましては、8割が補助ということでありましたので、2割が本人負担になるんですが、今回の国の事業におきましては75%が補助対象となります。25%が自己負担になりますので、自己負担は若干増えたという形になっております。

それと27ページの渡久地港水産整備事業設計業務委託料なんですけれども、今回は基本計画のみの予算であります。北部振興策事業を活用して行おうと思っております。その活用するに当たりまして、基本計画がないとエントリーできないというのもありまして、今回エントリーしております。その内容につきましては、資料としてレイアウトなどの図もありますので、皆さんにお配りすることも可能ですので、それをお配りしたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員にご説明いたします。

バスの実証事業の件ですが、期間が7月1日から9月末の予定をしております。ルートについては今、3案ということで、その中から絞るかということでもあるんですけれども、今考えているのが観光協会への委託を考えておまして、その中で各事業者、もし賛同する事業者、ホテル、観光施設とかの事業者とも話し合いながら、ルートは選定していきたいと思っております。

あと、コミュニティバスの実証も兼ねてかということであるんですけれども、この事業自体が国の地方創生臨時交付金事業という形で、国のほうに申請して行っております。その中で概要の説明の中で、観光客の交通手段という形でこの事業は採択を受けております。それでコミュニ

ティバス実証というのは兼ねてはおりません。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前11時16分）

再開します。

再 開（午前11時24分）

農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 先ほどの13番、喜納議員のほうに説明した内容の訂正がありますので、今訂正させていただきたいと思います。

23ページの新規就農一貫支援事業補助金と経営発展支援事業補助金の説明の中で、タイムスケジュール的なことで、私「県のほうから1月にお知らせが来た」ということを説明したんですが、これは誤りで、国の新規事業の要綱ができたのが3月末でございます。それをもって県が各市町村にお知らせしたのが5月でございましたので、それで当初予算の削除ができず、今回の補正予算という対応になっております。

それと答弁漏れもありましたので、同じく23ページのタブレットのことなんですけれども、何らかに連携されているかということがありましたが、このタブレットのシステムを使うにあたりましては、国の農地サポートシステムというのがありまして、これは農地法の中で農地の情報については、誰もが閲覧できるようなことになっておりましてそのものに連携します。そのデータ化することで、直接データ化することで、調査員の負担も減ると、また紙媒体などで今まで報告したものが、我々事務職員としては、その直接記されたタブレットのデータを使って報告も可能であるという形になっております。

それと渡久地港の整備につきましての資料なんですけど、今お手元に配ったとおりでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 このタブレットのセキュリティーの面、今説明がありましたが、農地サポートシステム、それは誰もがみれるということでありましたが、これがだから「誰もがみれる」というのは、農業委員以外の人でもこれを見ても差し支えないんですが、結局、家に持って帰って、それが一番私が危惧していたのは、役場のシステムともしつながっていたらとか、そういったのが気になっていたんですけど、そういったものを改めて聞くと、そういったものは完全にないのかということ。

この農地サポートシステムというのも誰が見てもいいとおっしゃっていましたが、じゃあ農業委員の家族が見ても問題ないんですか。本当に誰が見ても問題ない。差し支えないものなのかというのを、もう一回再度お伺いしたいと思います。そこら辺の使うのは私は賛成なんですけれども、そこら辺のセキュリティー、このなくしたとか、そんなのは私は気にしないですけども、システムの中でこの農業委員会以外の人が見たときに、何らかの利益を得るとか。何らかの問題が起きるとかということはないんですよね。というのを再度お伺いします。

あと、新規就農の部分に関してはまだ、タイムスケジュール的にそういうことであれば、こういった形で6月補正になってきたというのは仕方がないんですが、なかなか議会としても、あれ

だけかなり予算委員会でやったのも覚えています私も。なのでそこら辺、国、県の結局そういった一括交付金がなくなるとか、という問題だったので我々には、町村議会には致し方ないというのであれば、そういうことになるのかと思うんですが、しかし我々議会からすると、できるだけこういうのは避けてもらいたい。何か月前に、我々が承認したものが全額削除されて、新しく変わっているというのは、少し腑に落ちないところもあることはありますので、そこら辺こういった形にならないように、もしそういったおそれがあるのは、例えば補正で組むとかというような行政的な流れというの、我々は議会、議員の立場として私は言っているので、行政側の立場もあるかと思いますが、しかし議会としてはただ簡単に承認するわけではないので、そこら辺もしっかりと踏まえていただきたいと思います。

渡久地港の水産整備に関しましては、新たなこの港の整備というのは今後必要だと思いますので、現これまであった今の実際の漁港の事務所もある場所の跡地利用、あと昔から港町構想などもありましたよね。こういったいわゆる新しい場所にこういった整備を進めていく中で、漁協ともしっかりと話をし、今後の新しいまちのまちづくりというか、港の形というのは進めていくべきだと、その第一歩になるのであれば私はいいのかなと思いますので、私が気になったのはこの資料をちゃんと出してくださいと。議会のたびにこういう「あれ出さない」「これ出さない」というのも言いたくありませんので、ある資料は全部出していただきたいということでありました。これに関してはじゃあ、先ほども申し上げた現事務所がある港の渡久地港の部分に関して、漁協とはどのような話合いというか、今後どのような港の浮き桟橋もまたつくるわけですから、今のカツオが揚げてきたら、ここでカツオの競りとかやっていますよね。それを向こうに移すんですかとか。この機能を全部向こうに移す準備はできているのか。そういった話合いなど現時点で、漁協とはそういう話をしているのかどうかというのもお伺いします。

観光誘客周遊バスに関しましては、期間が7月1日からというとなので、この話が出てきたのはやはり利用者というか、事業者の皆さんの意向や観光関連の方々との話もあって、こういった事業があったのかなとも考えますので、よく観光協会を中心に話をしてもらって、その観光関連業者の方の利便性、あと観光客の利便性も全て加味できるように進めていただきたいと思いますけれども、実証実験というのが気になっていて、実証実験というのは実験なので本番を想定しているわけですよね。大型バスとおっしゃっていましたが、さて大型バスで本番、実証実験がなくなったあとにできるんですかと。その経費の問題であったり、というのはいかかなものかというのを今、どう考えているのかをお伺いします。これコロナ交付金の補助、これ全額補助ですか。しかし600万円も使うわけですから、その実証実験のあとは「やはりできませんでした」となると、私はこの事業は何だったのと。ただこの7月から9月までを乗り切るための観光関連業者の皆さんへのその周遊バスを走らせてただけなのということになりかねないので、その実証実験が終わったあとはどうするのかと。周遊バスを走らせるのかというのは、しっかりと検証するべきだと思うんですが、そこら辺まで説明をお願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** 喜納議員のほうに説明いたします。

まずタブレットの件なんですけれども、個々に貸与しまして管理していただくこととなります。懸念されるのがセキュリティーということですが、そのタブレット自体を活用する。実際に起動するにあたりまして、例えばパスワードとかの設定とか、そういったもの、他人が触れないような形のセキュリティーを準備しております。先ほど私のほうで、農地法の中で農地は閲覧できるようになるということをお話ししたけれども、これはあくまでもネットから個人で、国の農地サポートシステムというのがあるんですが、そこに入っていった確認することができるということですので、今回購入するタブレットを利用して、活用するものではありません。

2点目のほうに、新規就農者の一貫事業の組替えの件なんですけれども、タイムスケジュール的には、当初予算のほうで判断つかなかったということになります。県のほうとのそれまでにメールのやり取りとか、そういったことの中でやはり国の要綱自体が3月末になっていたということもありまして、県のほうも我々にお知らせする時間がなかったような状況であります。今回、特に利用者につきましては、補助事業、補助額も減りましたし、また自己負担のほうも若干増えましたので、そういったことが今後ないように改めて県とも連携を図りながら、最新の情報で予算措置していきたいと考えております。

それと渡久地港の整備につきましてなんですけれども、ご存知のように本部港、渡久地港は、水産機能と港湾機能が混在しているところであります。それでもって例えば船着き場も例えば水納船とか、警察の保安船とか、あと一般の船とかも係留されております。その中で漁民が優先的に活用できるということではないものですから、今回改めて漁船が泊められる係留施設を整備するところであります。それにつきましては、今本部町の漁業協同組合のほうから、水産施設整備に対する要望、要請ということで届いておりました。それでもって漁協のほうとは細かく調整をしているところでありますので、今はまだ実施設計の中でありまして、今後また実際に整備にあたりましては、今後も連携を図りながら、改めて何が必要なのかも含めて協議していきたいと思っております。

現在ある漁協はどうなるのかということですが、漁協自体も耐用年数も大分過ぎておりまして、建物自体も経過しております。将来的には移転、もしくは改築なども考えられるとは思いますが、しばらくの間は、今の競りの場所とか、同時に活用しながら進んでいくのかなと思います。跡地利用につきましてはまた、漁協の移転につきましては、今後また検討していくのかなと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 13番、喜納議員にご説明いたします。

周遊バス実証実験、その後の運行についてであります。実証実験のバス、実証事業後のバスの運行については、実証事業の中で観光協会を中心、代表者として、観光事業者を含めて連携しながら周遊バスが実証できるような形で、いろいろと観光関連事業者のほうで、どっちかというところというノウハウは持っているもので、その辺も観光事業者関係、あと旅行会社ともその辺は詰

めていきながら実証できるように、今回の実証実験をやっていきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 私のほうからも、つけ加えますけれども、今ありましたバスの実証事業については、緊急避難的な要素がとても強いです。レンタカーの数が半減して、そして7月から9月このレンタカーの需要期の時期に絶対的にレンタカーが足りないというお話がございました。その中で業界のほうもとても危機感を感じていて、このままの状態では観光客が本部町まで足を運ばないんじゃないだろうかとといったような議論がございました。その議論の中から、何らかの対応策をとっていかうというようなことで、業界のほうと行政のほうが時間をかけながら議論を重ねて、そして短時間ですけれども、そういったことをまずやってのけようというようなことで、やる中で課題を抽出して、次につなげていかうというようなことであります。ですから今回この事業をすることによって、レンタカーが不足して那覇までは来るけれども、北部本部町までは来ないんじゃないかといったような客層を一人でも多く、そういったことがないような形を考えながら、次へのつなぎをつけようというようなことの議論内容がございましたので、私のほうからもつけ加えて説明いたします。

そして、あと1点ですけれども、事業の組替えの件ですけれども、今現在特に最近、特徴的なこととしては、年末になって年度事業をやってくれというようなことで急遽、国のほうから新しい事業が来たり、そしてその都度、新しい事業がどんどん出てきたり、組替えしたりというようなことが、それが近年の目立った状況ではないだろうかと考えております。ですので市町村、末端の行政を預かる部分というものがこの役場、末端の事業執行部門がとてもあたふたするし、対応に困難な状況もございます。確かに議員がおっしゃるとおり議会で議論されたものについて、これだけ時間をかけて議論されたものについて、それが変わるといったようなことについては、それはあってはならないことですが、そういった事態も発生したりもする時代になったというような、こういう動きが速いような時代になったという、新たな認識も必要なのかなというような思いもしております。

それからあと1点ですけれども、漁協については、私のほうからも常平生いろいろと漁協にじかに足を運んで、事業内容とかあるいは今後の漁業に関わる整備等についても、議論したりもしておりますけれども、なかなか正直言いまして、漁協サイドの主体的な物事の方向性というものを鮮明にまだ出し得ていないという部分もあって、行政のほうからだけ押しつけもできないし、漁協サイドの理事会なども含めて、そのこの主体的な議論の中から要望とかも受入れながらやったほうが良いというような部分もございまして、なかなか進みにくい部分もありますけれども、まずは漁協のほうに主体的な議論をやっていただきたいというようなことなども踏まえて、話を進めておりますので、その辺もご理解いただければこのように思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長のほうから、答弁の訂正があるので訂正をさせます。

健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 すみません。先ほど議案第24号の中で、山川議員からの

質疑に対する私の答弁の中で一部訂正させていただきたいことがあります。答弁の中で、傷病手当ということを説明したんですが、今回のこの議案第24号につきましては減免制度についてのものをうたっておりますので、減免制度につきましてもしっかり集中していくということとなっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。11番 比嘉由具議員。

○ 11番 比嘉由具 2点ほど質疑いたします。

25ページのアカギヒメヨコバイ防除ですけれども、この場所とどういった方法でやるのか、お伺いいたします。

それと31ページの備瀬馬場区のこの前の説明の中の白線を字に材料提供というんですか、そういった感じでやると言っていましたけれども、そのときに町道と接していると思うんです。今は観光団も相当来ますので、その線引きのときには役所も立ち合いの下やるのかどうか。この2点、お伺いいたします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 11番、比嘉議員のほうに説明いたします。

25ページのアカギヒメヨコバイの防除委託料なんですけれども、今回予算をいただいている67万円、これは県の一括交付金事業なんですけれども、場所は町内の小・中学校を予定しております。単体でいきますと、伊豆味小・中学校が13本、本部中学校が22本、瀬底小学校が3本、合わせて29本の駆除防除にあたります。

方法としては、樹幹注入という形になりまして、薬剤を幹のほうに直接、カプセル状の薬があるんですけれども、それを注入しまして、そのアカギヒメヨコバイのほうで葉っぱの樹液を吸って、このアカギに悪さをするということがありますので、樹幹注入で薬剤をまいてその害虫を駆除するという形になっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 11番、比嘉議員にご説明いたします。

備瀬区の馬場の区画整理ですけど、4月8日に備瀬区馬場駐車場の白線工事に伴う予算措置について陳情がありまして、今回の補正をしているんですけれども、いろいろと協議した結果、備瀬区の区長とも協議した結果、備瀬区のほうで白線をいろいろと引いて、備瀬区が管理していくので、その備瀬区のほうが「白線を引かせてほしい」ということで、備瀬区に補助金として流しているんですけれども、町道なんです。この管理は町も全体の立ち合いはしますので、管理としては備瀬区に任せるんですけれども、いろいろと立ち合いは町も入っていきます。以上です。

○ 議長 松川秀清 11番 比嘉由具議員。

○ 11番 比嘉由具 アカギヒメヨコバイの防除も注入、昔の松くい虫ですか。ああいった感じだと思えますけれども、そのやったときに学校内にありますので、この恐らく抜いたりいろいろやって、害が出ないような方法をぜひやってもらいたいんですけれども、その点はどのような方法でやりますか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前11時50分）
再開します。 再開（午前11時50分）
農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 比嘉議員のほうに説明いたします。

今回の防除の方法としましては、カプセル状に薬剤が入っているものがあります。そのカプセルを樹幹のほうに穴を開けましてこのカプセルを入れます。これ幹回り10センチ間隔で薬剤を入れていくんですけども、それをもって葉のほうから樹液を吸っているコバエ、それを駆除するという形になります。ただしこの薬剤が効く期間が3か月程度ということになっておりまして、ですので1回の駆除だけでは今後も必要なのかなと思っております。ただこのコバエがこのアカギに繁殖するのが期間が決まっているんです。大体11月から1月頃、そして3月下旬から6月頃という形になりますので、そのアカギが繁殖する手前で樹幹注入して駆除していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 このアカギヒメヨコバイの防除なんですけれども、これ伊豆味小学校、本部小学校、それから瀬底小学校となっていますけれども、ほかの施設とかのアカギとかはやらないのか。

それとあと、この廃棄物処理の手数料が今回結構出ているんですけれども、これは何の廃棄なのか、伺います。33ページと41ページの教育費、この2点。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 8番、具志堅議員のほうに説明いたします。

アカギヒメヨコバイの駆除なんですけれども、今回は町内の学校施設ということで実施していきますけれども、県の国道沿いのアカギについては、管理者のほうで今後やっていくのかと考えております。ただアカギについては自生しているのも多くありますので、そこまで手が回るのかどうか。今後また沖縄県のほうでも検討していくのかなと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番、具志堅正英議員にご説明いたします。

33ページの事務局費の廃棄物のほうなんですけど、こちらは閉校になりました崎本部小学校のほうに残ってありました理科で使う薬品とか、保健室で使う薬品等の廃棄物手数料になっております。

あと41ページのほうの博物館費の中の廃棄物手数料におきましては、博物館のほうで使用する剥製なり等を制作する際に使う薬品等の廃棄物手数料になっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 アカギのこの消毒なんですけれども、これ樹幹注入といいましたけれども、ほかのところでは枝を伐採してやっているところもありますけれども、この樹幹注入だけでこれ予防できるのか。この自生しているアカギ等はどのようにするのか。その辺どういうふうと考えて

いるかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 具志堅議員のほうに説明いたします。

よく国道沿いなど、県道沿いなどのアカギが伐採されて木自体も本当に葉っぱがない状態で剪定されております。この駆除の方法もあるとは思われます。ただそのヒメヨコバイがセミの一種なんです。とても小さな生物で、1ミリにも満たないような生物であります。ですのでただ剪定しただけでは防除できない部分があります。例えば剪定するにあたってまた飛んでいって、ほかのところに寄生するという形になりますので、確実に防除するには樹幹注入が今、いいのかなと考えております。

あと自生するアカギについては、今後本町としては今のところ予算化もされてはおりませんが、今後沖縄県のほうでまた補助メニューなど交付金など出てくるのかなと思っておりますが、そこを重視していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第26号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第26号 令和4年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第27号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第27号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第27号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 水納島リゾート計画の早期推進に係る非農地証明及び農振解除の陳情書の件について、議題とします。

本件については、町内からの陳情案件ですが、内容について精査する必要があると思います。したがって、産業建設常任委員会に閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって水納島リゾート計画の早期推進に係る非農地証明及び農振解除の陳情書の件については、産業建設常任委員会に閉会中の継続審査をすることに決定しました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第3回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第3回本部町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (午後0時02分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 仲 程 清

本部町議会議員 長 濱 功